

入札説明書

この入札説明書は、平成29年11月20日付け平成29年北海道立漁業研修所告示第26号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

契約担当者 北海道立漁業研修所長 黒島光博

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

契約名	船名	根拠地	種目等	構造等	数量	進水年月日
船舶売買契約	はぐくみ1号	鹿部町	汽船	FRP	4トン9	平成9年2月24日

(2) 契約の目的の仕様その他の明細

契約書（案）、主要要目及び実習船「はぐくみ1号」搭載機器類一覧表による。

(3) 納入期限

契約書（案）による

(4) 引渡場所

契約書（案）による

3 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道立漁業研修所告示第25号に規定する船舶売買契約の資格を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年11月20日から平成29年12月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒041-1404 北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198
北海道立漁業研修所総務研修課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198

北海道立漁業研修所総務研修課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198

北海道立漁業研修所総務研修課 中教室

(2) 入札日時 平成29年12月19日 午後2時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、

地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道立漁業研修所総務研修課

イ 所在地 〒041-1404 北海道茅部郡鹿部町字本別540番地198

ウ 電話番号 01372-7-5111

(6) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。